

議案第54号

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学料を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選抜手数料を徴収する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、専攻科の生徒その他規則で定める者を除き、授業料を徴収しない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p>	<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学料を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選抜手数料を徴収する。</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。</p>

区 分		金 額		
		授業料（年額）	入学料	入学選抜 手数料
県立高等 学校	全日制の 課程	<u>118,800円</u>	略	
	定時制の 課程	<u>32,400円</u>	略	
	通信制の 課程	1単位につき <u>310円</u>	略	
	略			

2 略

区 分		金 額		
		授業料（年額）	入学料	入学選抜 手数料
県立高等 学校	全日制の 課程	<u>111,600円</u>	略	
	定時制の 課程	<u>31,200円</u>	略	
	通信制の 課程	1単位につき <u>290円</u>	略	
	略			

2 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に県立高等学校に在学し、及び施行日以後引き続き在学する者であって、改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定による授業料の不徴収（以下単に「不徴収」という。）の対象とならないものに係る授業料の額は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍（以下「編入学等」という。）をする者で不徴収の対象とならないものに係る授業料の額は、その者の属する学年に在学する者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者）で不徴収の対象とならないものに係る授業料の額と同額とする。